

■ まず、暮らしありや社会の中のことについてのお答えをおうかがいします。

問1. 牡らしありや社会についてのいろいろな見方や考え方を次にあげてありますか、ア～コそれれについて、あなたの考え方をお知らせください。(○は1つづつ)
(N=1,355)

人権問題に関するアンケート

1995年10月

★ご記入にあたつてのお願い

- このアンケートは無記名ですので、ありのままのお考えやご意見をお直にお答えください。
- お答えはすべて数字になおして集計し、集計後は機密処分します。
- このアンケートは問1から順に、質問ごとに用意してある答えの中から、あなたの考えにあてはまる番号に○印をつけてください。
- お答えは、ご面倒でも、この封筒のあて名の方ご自身が記入いただき、なるべく1週間くらいのうちに、同封しました返信用封筒でご返送をお願いします。
(最終締め切りは11月6日です。)
- 差出人の住所・氏名及び郵送料は不要ですので、そのまま郵送してください。
- このアンケートについてお問い合わせなどがありましたら、どうぞ下記までお願いします。

大東市役所
人権啓発部 人権啓發課
電話: 0720(72)2181

ア. 結婚に際して結納をかわさないと、世間体が悪い.....	3.8	19.4	16.8	34.4	24.6	1.0
イ. 結婚や就職の時、身元調査をすることは必要だ.....	5.9	22.6	22.2	26.5	21.9	0.9
ウ. 「大安」「仏滅」などを気にする方だ.....	10.4	32.5	15.8	23.0	17.7	0.6
エ. 生活保護を受けるのは、はずかしいことだ.....	6.2	11.1	22.4	32.0	27.5	0.7
オ. 生活が貧しいのは、その人の努力が足りないからだ.....	9.2	16.3	40.2	20.4	13.2	0.7
カ. 世の中のことは、すべておカネで解決できる.....	3.4	10.6	28.6	31.0	25.8	0.6
キ. どんな社会でも差別はつきものだ.....	12.8	31.4	25.2	19.0	10.3	1.3
ク. 多くの人から孤立しても、自分の正しいと考えを主張したい.....	13.1	26.1	37.0	19.4	3.9	0.5
ケ. 外国人労働者の労働条件や賃金は日本人よりも悪くてもしかたがない.....	3.2	12.4	31.1	31.4	21.1	0.8
コ. 日本に住む外国人は日本の文化や生活習慣に順応し、日本人と同じような生活をするべきだ.....	7.2	18.9	28.6	32.4	12.5	0.4

■ 次に、人権問題についてのお考えやご意見をおうかがいします。

問5. あなたは、「障害」者、在日韓国・朝鮮人、同和地区出身の人、外国人とその家族、などの人たちとの間に次のような人間関係がありますか。A～Eそれぞれについて、お知らせください。(○はいくつでも)

(N=1,355)
 A. あると思う 23.7
 B. ないと思う 60.5
 C. わからない 15.3
 D. N. A. 0.5
 E. ある
 F. ない
 G. つかない
 H. つかない
 I. つかない
 J. つかない
 K. つかない
 L. つかない
 M. つかない
 N. つかない
 O. つかない
 P. つかない
 Q. つかない
 R. つかない
 S. つかない
 T. つかない
 U. つかない
 V. つかない
 W. つかない
 X. つかない
 Y. つかない
 Z. つかない

問3. あなたは今までに、他人の人权を侵害したことがあると思いますか。(○は1つだけ)

(N=1,355)
 A. 「障害」者 15.4
 B. 在日韓国・朝鮮人 2.4
 C. 同和地区出身の人 2.1
 D. 外国人とその家族 1.7
 E. N. A. 0.4
 F. あると思う 66.8
 G. ないと思う 20.4
 H. わからない 0.4
 I. N. A.

問4. 今後の社会のあり方にについて、QさんとRさんの意見が次のように分かれました。あなたはどちらの意見に賛成ですか。(○は1つだけ)
 <Qさんの意見> 一人一人がバラバラな考え方や行動となるべくつつしみ、できるだけみんなが同じような生き方をしてこそ、平等な社会が実現すると思う
 <Rさんの意見> 一人一人がお互いの違いを認めあい理解し合ってこそ、平等な社会が実現すると思う。

(N=1,355)
 A. どちらかといえば Qさんの意見 1.8
 B. どちらかといえば Rさんの意見 4.4
 C. Rさんの意見 38.7
 D. Rさんの意見 51.2
 E. Rさんの意見 3.2
 F. Rさんの意見 0.6
 G. N. A.

問5. 次のA～Eの差別について、差別を受けるようになつた基本的な要因はどこにあると思いまですか。(○は1つずつ)

(N=1,355)
 A. 他の職場でいじめられた 9.5
 B. 学校でいじめられた 13.1
 C. 家族間でいじめられた 7.6
 D. 会社でいじめられた 6.8
 E. 他の職場でいじめられた 15.3
 F. 他の職場でいじめられた 6.3
 G. 他の職場でいじめられた 12.8
 H. 他の職場でいじめられた 49.4
 I. 他の職場でいじめられた 5.8
 J. 他の職場でいじめられた 4.4
 K. 他の職場でいじめられた 34.0
 L. 他の職場でいじめられた 5.8
 M. 他の職場でいじめられた 30.7
 N. 他の職場でいじめられた 10.1
 O. 他の職場でいじめられた 2.4
 P. 他の職場でいじめられた 34.2
 Q. 他の職場でいじめられた 13.3
 R. 他の職場でいじめられた 2.5
 S. 他の職場でいじめられた 33.8
 T. 他の職場でいじめられた 15.0
 U. 他の職場でいじめられた 1.8
 V. 他の職場でいじめられた 32.3
 W. 他の職場でいじめられた 16.6
 X. 他の職場でいじめられた 1.6
 Y. 他の職場でいじめられた 9.0
 Z. 他の職場でいじめられた 16.9

問6. 次のA～Eのそれぞれについて、差別を受けるようになつた基本的な要因はどこにあると思いまですか。(○は1つずつ)

(N=1,355)
 A. 性別による差別 2.7
 B. 性別による差別 4.2
 C. 性別による差別 6.9
 D. 性別による差別 17.3
 E. 性別による差別 17.3
 F. 性別による差別 26.0
 G. 性別による差別 32.0
 H. 性別による差別 33.8
 I. 性別による差別 22.0
 J. 性別による差別 30.7
 K. 性別による差別 10.1
 L. 性別による差別 2.4
 M. 性別による差別 34.2
 N. 性別による差別 13.3
 O. 性別による差別 2.5
 P. 性別による差別 33.8
 Q. 性別による差別 15.0
 R. 性別による差別 1.8
 S. 性別による差別 32.3
 T. 性別による差別 16.6
 U. 性別による差別 1.6
 V. 性別による差別 9.0
 W. 性別による差別 16.9
 X. 性別による差別 17.3
 Y. 性別による差別 26.0
 Z. 性別による差別 33.8

■ 次に、女性問題についてのお考えをおうかがいします。

問10. 次の分野であなたは男女がどの程度平等になつていると思ひますか。ア～カそれぞれについてお知らせください。(○は1つずつ)(N=1,355)

(N=1,355)	12.0	なんと言つても人生の幸福は結婚にあるのだから、結婚したほうがよい、精神的にも経済的にも安定するから、結婚したほうがよい
	26.2	人間である以上当然のことだから、結婚したほうがよい
	13.5	一人立ち(自立)できるのであれば、あえて結婚しなくともよい
	29.5	結婚はお互いの自由を束縛するから、結婚しないほうがよい
	1.0	その他(具体的に):
	9.9	6.7 わからない
	1.1	N. A

問8. あなたは結婚について、どうお考えですか。あなたの考え方にお近いものをお知らせください。(○は1つだけ)(N=1,355)

- 12.0 どちらかといえばどちらかといえば 同感しない N. A
- 6.7 同感する 同感しない

問9. 現行の法制度では、結婚した男女はどちらか一方の姓を名乗るようになつています。あなたは、どのような制度が望ましいと思いますか。(○は1つだけ)(N=1,355)

- 1.9 夫婦が別の姓の方がよいと思う
- 55.0 現在のように、どちらか一方の姓を名乗るほう(同姓)がよいと思う
- 42.8 別姓でも、同姓でも、自由に選択できるようにすればよいと思う
- 0.3 N. A

問11. 現在職場で働く女性に対して、職場によっては、以下にあげるような制度や慣習がありますが、あなたはそれをつけてお知らせください。(○は1つずつ)(N=1,355)

(N=1,355)	1.9	ア. 家庭生活では.....	10.6	41.9	32.0	9.7	4.7	1.0
	12.0	イ. 学校教育の場では.....	17.1	47.4	16.4	3.2	13.5	2.4
	26.2	ウ. 就用機会や昇進では.....	1.3	8.6	48.1	28.7	11.4	1.8
	13.5	エ. 賃金・定年等労働条件では.....	1.5	9.6	43.6	32.7	11.2	1.4
	29.5	オ. 法律や制度では.....	8.3	30.7	28.9	10.0	20.2	1.8
	1.0	カ. 社会通念・習慣・しきたりでは.....	1.5	12.8	44.9	28.0	11.4	1.3

■ 次に、「障害」者問題についてのお考えをおうかがいします。

問12. 「障害」者の暮らし方の問題について、QさんとRさんの意見が次のように分かれました。あなたはどちらの意見に賛成ですか。 (○は1つだけ)

〈Qさんの意見〉 「障害」者は施設で生活する方が望ましい

〈Rさんの意見〉 「障害」者は在宅で生活する方が望ましい

(N=1,355)

Qさんの意見	どちらかといえれば	どちらかといえれば	Rさんの意見	どちらかといえれば	Rさんの意見	どちらかといえれば	Rさんの意見	N. A
Qさんの意見	どちらかといえれば	どちらかといえれば	Rさんの意見	どちらかといえれば	Rさんの意見	どちらかといえれば	Rさんの意見	N. A

問13. 一般的に企業が「障害」者を雇用することについて、あなたはどうどのようにお考えですか。次のどちらあなたの考えに近いものを選びください。 (○は1つだけ)

(N=1,355)

賛成である	どちらかといえれば	どちらかといえれば	反対である	どちらかといえれば	反対である	どちらかといえれば	反対である	N. A
賛成である	どちらかといえれば	どちらかといえれば	反対である	どちらかといえれば	反対である	どちらかといえれば	反対である	N. A

問14. ところで、あなたの職場（あるいは将来の職場）に「障害」者を雇用することについて、あなたはどういうにお考えですか。次の中からあなたの考えに近いものを選びください。

(N=1,355)

賛成である	どちらかといえれば	どちらかといえれば	反対である	どちらかといえれば	反対である	どちらかといえれば	反対である	N. A
賛成である	どちらかといえれば	どちらかといえれば	反対である	どちらかといえれば	反対である	どちらかといえれば	反対である	N. A

問15. 「障害」児の教育の問題について、QさんとRさんの意見が次のように分かれました。あなたはどちらの意見に賛成ですか。 (○は1つだけ)

〈Qさんの意見〉 「障害」児は養護学校に行つた方が望ましい

〈Rさんの意見〉 「障害」児は地元の学校に行つた方が望ましい

(N=1,355)

Qさんの意見	どちらかといえれば	どちらかといえれば	Rさんの意見	どちらかといえれば	Rさんの意見	どちらかといえれば	Rさんの意見	N. A
Qさんの意見	どちらかといえれば	どちらかといえれば	Rさんの意見	どちらかといえれば	Rさんの意見	どちらかといえれば	Rさんの意見	N. A

問16. 「障害」者問題が生じる原因について、QさんとRさんの意見が次のように分かれました。あなたはどちらの意見に賛成ですか。 (○は1つだけ)

〈Qさんの意見〉 手足が動かないなど「障害」者の側に問題があると思う

〈Rさんの意見〉 設備などのない社会の側に問題があると思う

(N=1,355)

Qさんの意見	どちらかといえれば	どちらかといえれば	Rさんの意見	どちらかといえれば	Rさんの意見	どちらかといえれば	Rさんの意見	N. A
Qさんの意見	どちらかといえれば	どちらかといえれば	Rさんの意見	どちらかといえれば	Rさんの意見	どちらかといえれば	Rさんの意見	N. A

■ 次に、在日韓国・朝鮮人問題についてのお考えをおうかがいします。

問17. 在日韓国・朝鮮人にに関する問題について、あなたのお考えに近いものをお知らせください。

(○は1つだけ)

(N=1,355)

日本の国籍を取得すれば、差別的な扱いがなくなると思う

差別的な扱いを受けるのがいやなら、母国に帰ればよいと思う

民族や国籍が異なっていても、差別的な扱いをすべきではないと思う

1.8 N. A

38.5	39.0	4.4	0.7	15.9	1.4	1.4	1.4	N. A
38.5	39.0	4.4	0.7	15.9	1.4	1.4	1.4	N. A

問18. ある在日韓国・朝鮮人が貸家を探していました。たまたま、適当なマンションを見つけたので、申し込んだところ、韓国・朝鮮人であるということで、家主は貸すこと断りました。このような家主の態度について、あなたはどういうにお考えですか。 (○は1つだけ)

(N=1,355)

56.3 在日韓国・朝鮮人という理由で、マンションを誰に貸すかは家主の権利であるから、貸すのを断つても差別とはいえないと思う

19.4 マンションを誰に貸すかは家主の権利であるから、貸すのを断つても差別とはいえないと思う

23.0 どちらともいえない

1.3 N. A

問19. あなたの子ども（子どものいない方も、いると想定してお答えください）の結婚相手が在日韓国・朝鮮人であることがわかった場合、あなたはどうされますか。 (○は1つだけ) (N=1,355)

- | | |
|------|-----------------|
| 55.6 | 二人の意志にまかせる |
| 7.4 | 日本に帰化するなら、結婚を辞す |
| 9.9 | 反対する（その理由： |
| 26.3 | わからない |
| 0.8 | N. A. |

問20. 在日韓国・朝鮮人など日本に定住している外国人を地方自治体の公務員として採用することについて、あなたはどうお考えですか。 (○はいくつでも) (N=1,355)

- | | |
|------|------------------------------------|
| 23.5 | 地方政府は在日外国人の生活にも密着しているので、外国人も採用すべきだ |
| 16.5 | 外国人が公務員になると、いろいろな考え方が行政にいきざれるので、よい |
| 48.7 | これからは国籍などに関係なく能力のある人を採用すべきだ |
| 5.5 | 外国人を採用すると、かたよった行政運営になってしまうので、よくない |
| 4.7 | 外国人を採用すると、日本人の就職口がそれだけ減ることになり、よくない |
| 19.8 | 公務員になるなら、日本国籍をとってから採用されればよい |
| 1.1 | その他（具体的に： |
| 13.4 | わからぬ |
| 0.7 | N. A. |

■ 次に、同和問題についてのお考えをおうかがいします。

問22. あなたが「同和地区」や「同和問題」について初めて知ったのはどういうことからですか。 (○は1つだけ) (N=1,355)

- | | |
|------|---------------|
| 18.1 | 父母から聞いた |
| 1.3 | 親せきの人から聞いた |
| 4.3 | 近所の人から聞いた |
| 4.4 | 職場の人から聞いた |
| 4.4 | 学校の友だちから聞いた |
| 31.9 | 学校の授業で教わった |
| 2.7 | 講演会、研修会などで聞いた |
| 0.7 | N. A. |

問23. あなたは、ここ数年の中に、同和地区へ行ったことがありますか。 (○は1つだけ) (N=1,355)

- | | |
|------|-------|
| 33.6 | 37.0 |
| 3.6 | 28.5 |
| 0.9 | N. A. |

問24. あなたは、これまでに学校の授業で同和問題の学習（同和教育）を受けたことがありますか。 (○はいくつでも) (N=1,355)

- | | |
|------|---------------------|
| 29.0 | 小学校で受けた |
| 29.6 | 中学校で受けた |
| 16.2 | 高校で受けた |
| 1.3 | 各種学校・専門学校などで受けた |
| 3.6 | 大学で受けた |
| 9.6 | 学校で同和教育の授業を受けたことはない |
| 19.7 | おぼえていない |
| 1.2 | N. A. |

問21. 在日韓国・朝鮮人など日本に定住している外国人の参政権について、あなたはどうお考えですか。 (○は1つだけ) (N=1,355)

- | | |
|------|---|
| 49.4 | 定住しているのだから、すべての参政権を認めるべきだと思う |
| 16.5 | 国政レベルの参政権は認めるべきではないが、地方レベルの参政権は認るべきだと思う |
| 8.4 | 外国人にはどんな参政権も認めるべきではない |
| 2.4 | その他（具体的に： |
| 22.1 | わからぬ |
| 1.2 | N. A. |

問25. 大東市では、小学校・中学校で「同和教育」を行っていますが、あなたはどうにお考えですか。
か。 (○は1つだけ) (N=1,355)

- 17.9 「同和教育」はぜひともやるべきだと思う
22.9 「同和教育」はやるべきだと思うが、現在の進め方には問題があると思う
14.5 「同和教育」は必要とは思わない
18.7 「同和教育」はむしろやらない方がよいと思う
24.4 「同和教育」のことをよく知らないから、わからない
1.7 N. A
- (N=1,355)

- 10.0 同和地区の人を気の毒、かわいさうに思う
13.1 自分は同和地区に生まれなくてよかったですと思う
9.8 同和地区の人は、何となくこわいと思う
13.9 同和地区の人は、閉鎖的だと思う
2.3 同和地区の人は、貧しく、生活環境も遅れていると思う
44.4 同和地区の人は、「差別、差別」といって、被害者意識が強すぎると思う
43.5 同和地区の人は、行政面いろいろと優遇され、甘えていると感じる
2.8 自分には関係のないことだと思う
53.0 自分ではどうしようもない問題だが、自分は差別しないようにしたいと思う
9.2 同和問題を解決するため、できる限りの努力をしたいと思う
4.9 その他（具体的に）
8.9 わからない
0.8 N. A

問27. あなたは、同和問題を解決するために、どうしたらよいとお考えですか。特に重要なものは
をお知らせください。 (○はいくつでも) (N=1,355)

- 19.2 行政が、同和問題を解決するために積極的に努力する
37.7 国民が、同和問題に正しい理解をもち、同和問題解決のために努力する
17.6 同和地区の人たちが、まずは差別されないように気をつけることが大切である
15.4 同和地区の人たちが、積極的に社会に働きかけていくべきだ
12.8 悪質な差別を法律で懲罰する
25.6 同和地区の人たちが、かたまって住まないで、分散して住むようにする
25.2 そっとしておけば、自然に差別はなくなる
7.6 人間社会に差別はつきもので、部落差別はなくならない
3.7 その他（具体的に）
12.9 わからない
1.3 N. A

問28. あなたは、同和地区（住民）に対する差別的な発言や行動、あるいは落書きなどを直接に見聞きしたことがありますか。 (○は1つだけ) (N=1,355)

22.9 見聞きしたことがある
74.2 見聞きしたことがない
3.0 2 N. A

問28-1. 一番最近見聞きしたとき、あなたはどうしましたか。 (○は1つだけ) (N=310)

57.7 なにもせずに、見過ごした
8.7 本人や責任者に、直接あやまりを指摘した
3.5 役所や団体の人などに連絡した
3.2 役所や団体の人など、同和問題をよく知っている人をまじえて、本人や責任者と話合
った
4.2 その他（具体的に）
20.0 おぼえていない
2.6 N. A

問29. 既婚の人は(1)、未婚の人は(2)にお答えください。

(1) 邊境のみのお答えください

もし、あなたのお子さんが結婚しようとする相手が、同和地区の人であるとわかつた場合、あなたはどうされますか。(○は1つだけ)

(N=992)

- 37.2 子どもの意志を尊重する
- 29.3 親としては反対はするが、子どもの意志が強ければしばしばない
- 4.4 家族や親せきの反対があれれば、結婚を認めない
- 7.3 絶対に結婚を認めない
- 1.8 その他（具体的に：）
- 20.0 わからない

(2) 未婚のみのお答えください

もし、あなたが同和地区の人と恋愛し、結婚しようとしたとき、親や親せきから強い反対を受けたら、あなたはどうされますか。(○は1つだけ)

(N=348)

- 23.3 自分の意志を貫いて結婚する
- 44.8 親の説得に全力を傾けたのちに、自分の意志を貫いて結婚する
- 6.0 家族や親せきの反対があれば、結婚しないで別れる
- 3.4 結婚以外に一緒にいられる方法を考える
- 2.6 その他（具体的に：）
- 19.8 わからない

■ 次に、啓発活動についてのお考えをおうかがいします。

問30. 女性問題や「障害」者問題、在日韓国・朝鮮人問題、同和地区など、人権問題についての研修会や啓発活動には次のようなものがありますが、あなたが今までに参加したことがあるものをすべてあげてください。(○はいくつでも)

(N=1,355)

- 19.0 講演会・講座やコンサートなどの啓発イベント
- 3.5 啓発イベントなどの企画
- 3.2 知り合いや近所の人が集まっておこなう話し合い
- 2.5 駅前などの街頭啓発活動
- 2.2 その他（具体的に：）
- 73.9 どちらも参加したことはない
- 1.5 N. A

問31. 人権問題についての研修会や啓発活動の内容ややり方について、あなたはどうお考えですか。あなたの考えに近いものをお選びください。(○はいくつでも)

(N=1,355)

- 3.3 連続講座形式などで、きちんと学習できる方がよい
- 35.2 厳しくないものにした方がよい
- 13.7 団体や組織などに参加をわりある動員形式はやめた方がよい
- 15.6 視聴覚教材（映画やビデオなど）をもつと活用した方がよい
- 13.3 コンサートや劇、踊りなど、からだ全体で感じることのできるものを増やした方がよい
- 5.4 自分で作業をしたり、体を使った参加型を増やした方がよい
- 21.2 「障害」者、在日韓国・朝鮮人、同和地区出身の人たちと交流できるイベントを増やす
- 1.6 その他（具体的に：）
- 3.4 今のままでよい
- 35.8 わからない
- 2.5 N. A

問32. あなたは、今後、人権問題の学習をしようと思いませんか。 (○は1つだけ) (N=1,355)

- 18.1 人権問題の理解を深めるため、もっと学習したい
- 46.3 関心はあるが、あまり学習する気持ちはない
- 24.3 関心がないので、学習する気持ちはない
- 8.7 人権問題は十分に理解しているので、学習する気持ちはない
- 2.6 N. A

問32-1. それはどういう分野ですか (○はいくつでも) (N=245)

- 40.0 女性問題
- 48.2 「障害」者問題
- 33.9 在日韓国・朝鮮人問題
- 33.9 同和問題
- 6.1 その他 (具体的に:)
- 10.2 わからない
- 4.5 N. A

問34. 大東市が発行している広報紙や啓発冊子等で人権問題の記事を載せていますが、あなたは読まれたことがありますか。 (○は1つづつ) (N=1,355)

(1) 広報紙「だいとう」 (N=1,355)	
22.1	51.4
いつも	たまに
読んでいる	読むことがある
ない	ない

(2) 啓発冊子「明るい社会をめざして」 (N=1,355)

(2) 啓発冊子「明るい社会をめざして」 (N=1,355)	
5.6	28.6
いつも	たまに
読んでいる	読むことがある
ない	ない

問35. 大東市では人権問題に関する次のような事業や宣言などをっていますが、あなたがご存じのものをあげてください。 (○はいくつでも) (N=1,355)

問33. 人権問題について次のようなもので啓発活動が行われていますが、あなたはどういうなもので見聞きしたことがありますか。 (○はいくつでも) (N=1,355)

- 21.0 冊子やパンフレット
- 45.6 広報紙
- 11.4 懸垂幕・横断幕
- 3.5 ステッカー
- 30.0 ポスター
- 1.7 その他 (具体的に:)
- 2.8 N. A

問36. 最後に、人権問題や啓發活動について、ご意見・ご要望がありましたら、どんなことでも結構ですから、自由にご記入ください (N=1,355)

■ 最後に、あなた自身についておうかがいします。

問1. あなたの性別は。

(N=1,355)	42.8	57.1	0.1
男	女	N·A	

問2. あなたの年齢は、溝で何歳ですか。

(N=1,355)	6.1	9.7	11.3	17.7	16~19歳
	22.7	20.4	12.3	30~39歳	20~24歳
	22.7	20.4	12.3	30~39歳	40~49歳

問3 あなたには、次のような年代のお子さんがいらっしゃいますか。(○はいくつでも)

(N=1,355)	14.2	12.0	7.7	8.1	37.4	33.4	3.5	3.5
小学校入学前	小学生	中学生	15~18歳	18歳以上	子どもは 未満の子ども	子どもの子ども	N·A	N·A
の子ども					いない			

問4. 在学中の方→あなたが現在通学されている学校はどちらですか。
卒業または中退の方→あなたが最後に行かれた学校はどちらですか。

(N=1,355)

11.3 小・中学校 (旧制高等小学校)

34.4 高校 (旧制中学校・旧制女学校)

8.4 各種学校・専門学校など

23.2 高等専門学校 (新制・旧制)、短期大学、大学 (新制・旧制)、大学院

22.7 N·A

問5. あなたの現在の仕事はなんですか。

(N=1,355)

33.1 民間企業に勤めている
3.5 官公庁に勤めている
12.4 臨時・パート
10.2 自営業および家族従業者
20.2 事業主婦 (夫)
7.7 高校、大学、各種・専門学校など
8.7 無職
3.1 その他 (具体的に:
1.0 N·A

問6. あなたは大東市民になって、およそ何年になりますか。

(N=1,355)

9.9 3年未満	16.2 3年~10年	27.6 11年~20年	29.4 21年~30年	16.5 30年以上	0.4 N·A
----------	-------------	--------------	--------------	------------	---------

☆ アンケートにご協力いただきまして、まことにありがとうございました。同封の返信用封筒に入れて、11月6日までにご投函ください。

3. お願い状

4. 督促のはがき（札状）

市民のみなさんへ

1995年10月20日

大東市長 近藤 松次

「人権問題に関するアンケート」

ご協力のお願い

秋も深まり、ますますご清栄のことと存じます。平素は市行政諸般にわたりご協力いただきありがとうございます。
本市は日ごろから、基本的人権を守り、差別のない明るいまちづくりを目指して努力しておりますが、このたび人権問題に関するアンケートを行い、これらの施策を検討するための資料を得たいと考えています。お忙しい折とは存じますが、このアンケートの趣旨をご理解していただき、よろしくご協力をお願いいたします。

今回、調査の対象とさせていただいたいよいよは、16歳以上の方の中から選ばせていただきました。この中にあなたが選ばれたのは、対象者ができるだけ市全体の正確なデータとなるよう、無作為抽出というじ引きに似た方法により決めさせていただいたためです。

アンケートは、ありのままのお考えをお聞きするのが目的ですから、あまりむずかしく考えずに、日々の気持を率直にお答えください。

質問の中には皆さん的生活に立ち入ったものもあり、それを失することもあるうかと思いますが、このアンケートは無記名でお答えいただき、その内容はすべて数字になおして集計いたしますので、この内容が外部にもれたりするなど迷惑をかけするようなことは決してありません。

一面倒でも、この封筒のあて名の方ご自身が記入していただき、回封しました返信用封筒で、なるべく1週間ぐらいうちにご返送をお願いいたします。
(返送にあたっては住所、氏名は不要です。また、郵送料も不要です。)
最終締切は11月6日です。

人権問題に関するアンケート

お礼とお願い

前略

先日は「人権問題に関するアンケート」のお願いをさせていただきました。お忙しいところ、ご面倒をおかけしたにもかかわらず、早速ご回答いただきありがとうございました。

しかし、まだご提出いただいたない方がおられましたら、なるべく早いうちにご記入、ご返送をよろしくお願いいたします。

できるだけ多くの方のご意見をお聞かせいただきたく思っておりますのでよろしくお願ひいたします。(すでにご返送いただいたおりましたら

ご容赦ください)

1995年10月27日

大東市谷川1丁目1番1号
大東市役所 人権啓発課
電話 0720-72-2181